

福井県農道施設長寿命化計画
(農林水産省所管)

福井県 農林水産部 農村振興課

目 次

I	計画の位置付け等	1
1	策定の目的	1
2	対象施設	1
3	計画期間	1
II	現状と課題	2
1	現状	2
2	課題	2
III	対策の方針	3
1	基本的な考え方	3
IV	対策の内容	4
1	長寿命化対策の推進	4

I 計画の位置付け等

1 策定の目的

この計画は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）である。

予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。

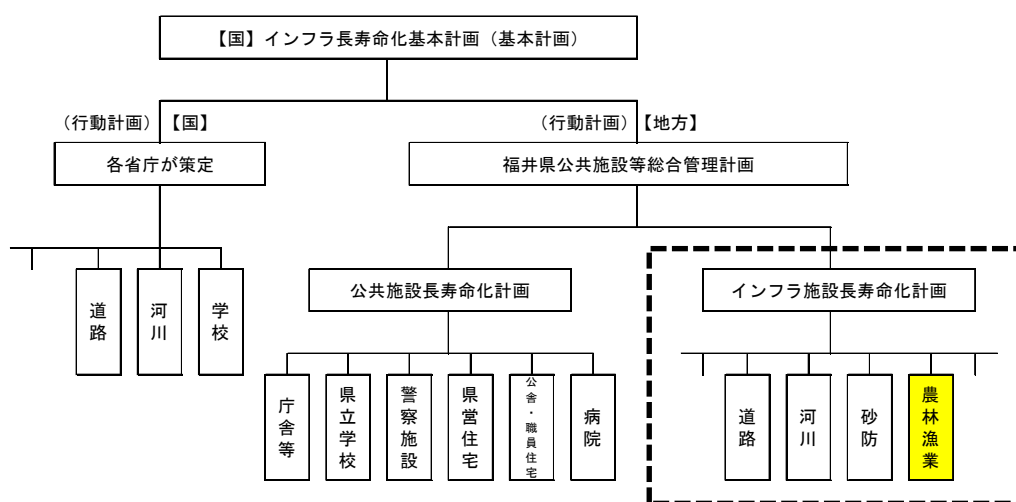


図-1 計画の位置づけ

2 対象施設

県営で造成した農道施設のうち、橋梁（橋長15m以上）26橋、トンネル6施設を対象とする。

3 計画期間

本計画における計画期間は、橋梁は計画策定年度から60年間、トンネルは計画策定年度から40年間とする。

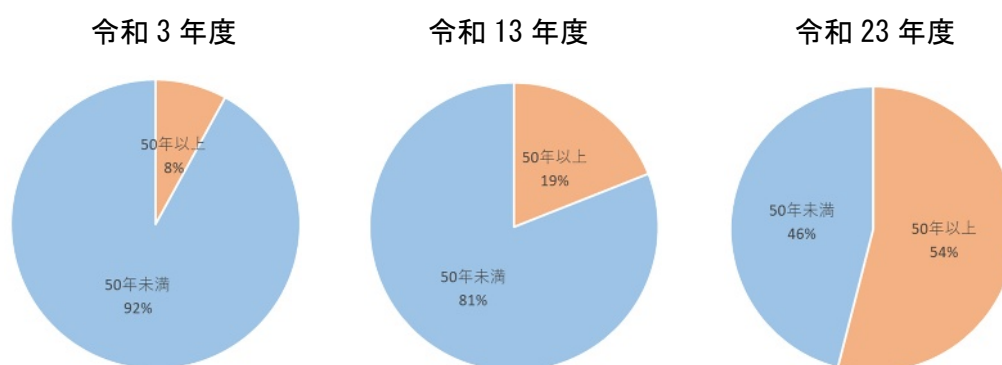
なお、計画期間内であっても、各対象施設の状態は、経年劣化等によって時々刻々と変化することから、本計画は適宜見直すものとする。

Ⅱ 現状と課題

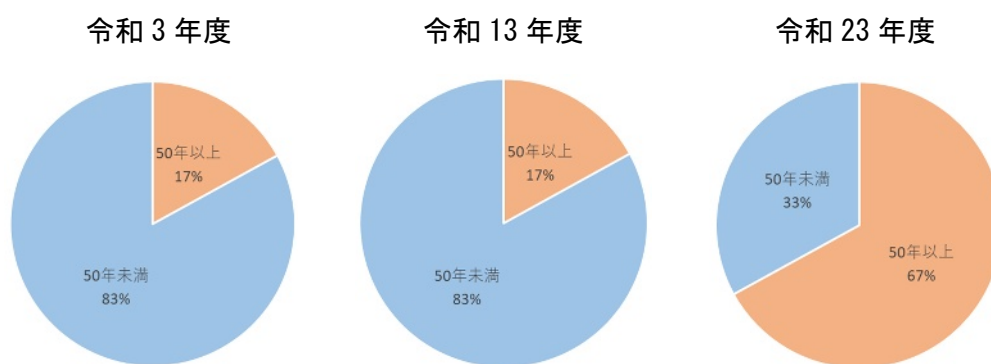
1 現状

今回対象とする農道施設で、造成後50年を経過する施設の割合は、橋梁は約8%、トンネルは約17%である。20年後には、橋梁は約54%、トンネルは約67%に増加することが見込まれ、今後これらの施設の老朽化に対応する更新・修繕費が増大することが懸念される。

【橋梁】



【トンネル】



図ー2 50年以上経過する橋梁、トンネルの割合

2 課題

急速に老朽化が進む一方で維持管理、更新・修繕に充当できる財源には限りがあり、施設機能を安定かつ効率的に確保していくためには、施設の老朽化状況、必要性等を総合的に勘案し、計画的に維持管理をしていくことが必要である。

Ⅲ 対策の方針

1 基本的な考え方

(1) 点検に基づく健全度評価の実施

- 日常的な巡視・パトロールによる日常点検に加え、定期的な点検・診断を実施し、施設全体としての変状や機能の低下を把握するための健全度評価を4段階（Ⅰ～Ⅳ）で行う。

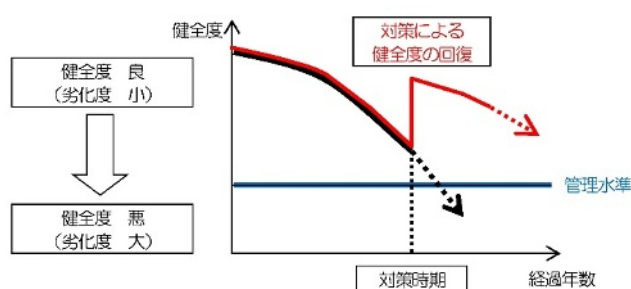
表－1 健全度評価における変状の程度

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早急措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：「農道保全対策の手引き（令和3年4月）」P52

(2) 健全度評価や優先度を踏まえた予防保全型による維持管理の実施

- 大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、従来の事後保全型の維持管理から計画的かつ予防保全型の維持管理への転換を図り、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 健全度評価の結果に加え、周辺状況等を総合的に勘案した優先度に基づき、修繕等の実施時期を決定する。



出典：「農道保全対策の手引き（令和3年4月）」P69

図－3 予防保全型の維持管理の概念図

IV 対策の内容

1 長寿命化対策の推進

施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの低減に向けた長寿命化対策の実施を推進する。

農道橋、トンネルの補修・更新等については、施設管理者（市町等）と調整の上、施設の規模や特性に応じて適時適切な修繕等を支援し、効果的な対策の実施に努める。



出典：「農道保全対策の手引き（令和3年4月）」P68

図－4 舗装における保全対策工法の例